

※ この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出していただければ結構です。

## 債権者登録書（新規・変更）

改正日：平成22年3月2日

(フリガナ) 住所（所在地）			
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名			
郵便番号	—	電話番号（代表）	— —
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払（口座振込） 3 隔地払（送金通知書） 4 隔地払（振替払出証書）		
(フリガナ) 金融機関名 （払渡店）	銀行 （金庫）		支店
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他（ ）		支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5]
金融機関・支店番号	口座番号		
(フリガナ) 口座名義人			支払方法が「2」の場合記入
※ 前払金専用口座登録時の注意 … 債権者コードの末尾（11桁目）に「A（大文字、半角）」、（複数口座があるときはB,C〜とする） 氏名（漢字）の前に「前金」を入力			
(フリガナ) 別口普通預金口座	銀行 （金庫）		支店
金融機関・支店番号	口座番号	(普通)	公共工事等の前金 払を受ける場合の 専用口座を記入
(フリガナ) 口座名義人			
備考			
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。			
年 月 日 兵庫県あて 住所（所在地） 氏名又は法人名等 代表者の職氏名印 印			

(注意事項) 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。

皆様、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。

2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が2年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。

3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。

4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず登録書（変更）を提出してください。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替（振込）不能となりますので注意してください。

5 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。